

1 目的

災害時に市が開設する指定避難所等は、高齢者などの配慮を要する方々にとって距離がある場合、避難に時間と危険を伴うことが課題となっています。
今回制度化する届出避難所は、「公助」としての指定避難所を補完し、自治会及び自治防災組織等が自主的に開設、運営する「共助」の拠点として位置付ける避難所制度です。

2 制度の内容

自治会等からの申請により、要件を満たす市内自治会館等を【届出避難所】として登録するとともに、登録施設には登録初年度に市より備蓄品の配備を行います。

3 登録対象施設

- ※浸水想定区域外の区域にあること
- ※土砂災害警戒区域外の区域にあること
- ※新耐震基準に対応した施設であること

4 登録までの手順

①届出避難所選定

自治会内で届出避難所を設置する施設を選定

②登録申請

申請書（市様式）と必要書類を提出

③結果通知

申請内容を審査し、登録の適否を決定し、通知

④周知

登録後、自治会内で周知

5 届出避難所の開設・運営

- ※災害発生の前からでも自治会（自主防災組織等）の判断で自主的に開設可能
- ※届出避難所の運営は自治会（市職員の派遣はありません）
- ※届出避難所の開設、避難者数、閉鎖の状況を市役所に報告

<問い合わせ先>

野洲市 市民部 自治防災課 危機管理係
TEL 077-587-6043
Mail jiti@city.yasu.lg.jp

※本制度の詳細や申請様式等については、8月下旬頃にホームページに掲載予定

ホームページ内検索にて
「届出避難所」にて検索ください